2　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一　事業計画の概要を記載した書類

二　事業場の平面図及び付近の見取図

三　事業の用に供する施設を設置する場合にあつては、当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

四　届出をしようとする者が第二号に掲げる事業場及び前号に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該場所及び施設を使用する権原を有すること）を証する書類

五　有害使用済機器の処分又は再生を業として行う場合には、当該処分又は再生に伴つて生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類

六　届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写し

七　届出をしようとする者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

八　届出をしようとする者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合には、その法定代理人の住民票の写し

（有害使用済機器の保管等に係る変更の届出）

第十三条の四　法第十七条の二第一項後段の規定による変更の届出は、当該変更の日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した様式第三十五号の三による届出書を提出して行うものとする。ただし、次項の規定により前条第二項第四号及び第六号から第八号までに掲げる書類を添付して行う場合にあつては、この限りでない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　法第十七条の二第一項前段の規定による届出を行つた年月日

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更予定年月日

2　前条第一項第二号から第七号までに掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る届出書に、当該変更に係る場所又は施設に関する同条第二項第一号から第五号までに規定する書類及び図面を添付するものとする。

（有害使用済機器の保管の場所に係る掲示板）

第十三条の五　令第十六条の三第一号イ⑵の規定による掲示板は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

一　有害使用済機器の処分又は再生を行う場合にあつては、有害使用済機器の保管の場所である旨に加えて、有害使用済機器の処分又は再生の場所である旨

二　保管する有害使用済機器の品目

三　保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

四　屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合にあつては、次条に規定する高さのうち最高のもの

（新規）

（新規）